

建 技 第 514 号
令和7年3月4日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

快適な仮設トイレの設置工事の実施について

このことについて、令和6年3月4日付け建技第511号「快適な仮設トイレの設置工事の試行について」に基づき、試行してきたところですが、令和7年度より全ての工事を対象として、別添お知らせのとおり実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)